

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」 施行10年の総括・検証および今後の取組の展開の検討

滋賀県の中小企業支援施策の方向性等を定める「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」(平成25年4月施行)が、令和4年度末で施行10年を迎えます。

これまでの取組の効果を見極めるとともに、社会情勢や中小企業が抱える課題等の変化を捉えた上で、今後の取組の展開について検討する必要があります。

そこで、中小企業の皆様をはじめとした多くの方々にもご意見を伺い、新たな条例のあり方を検討します。

方向性

- ・条例で定める**3つの基本方向**をテーマとして設定。
- ・結果の検証に加えて、**各テーマで論点(仮説)を定め、今後の施策展開を提言**する。
- ・**大きな視点(滋賀県⇒日本⇒世界)、長期的な視点(さらに10年後の2030年代)**に着目。

◎ 3つの基本方向【テーマ】

- 1 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化
- 2 中小企業の経営基盤の強化
- 3 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

- ① 滋賀のあすを拓く人づくりの推進
- ② 経済の持続的な発展につながる産業の創出
(例:DX、CO2 ネットゼロ、シガリズム等)

特に重視する視点

条例施行時(平成25年=2013年)から現在まで、
県内中小企業を取り巻く状況は、どのように変化してきたのか？

外 部 的 要 因

- ・人口減少と少子高齢化の進行
- ・グローバル化進行による競争の激化
- ・新たな経営課題に対する対応
(ICT・DX化、CO2ネットゼロ、ウィズコロナ等)

内 部 的 要 因

- ・後継者、担い手の不足
- ・不景気の影響による事業活動の停滞
- ・多様な働き方の拡大
(フリーランス、テレワーク等)

密接に関連

◆ これまで条例が果たしてきた役割は？

- ・企業の新たな市場開拓の支援(新商品開発支援、海外展開支援、新規創業支援…)
- ・事業承継の促進や、人材確保や育成による企業活動継続のための支援
- ・地域の特性に合わせた産業の創出や、観光振興による滋賀の魅力を高める取組の促進

一方で、施行10年間の**“変化”**に対する条例
自身の**“変化”**は？

『滋賀らしい次世代の中小企業の活性化推進』のため、各種アップデートが必要。

中小企業活性化審議会への諮問や、県内中小企業や商工団体、市町へのヒアリングを実施し、現場からの声や意見を広く伺うことを重視。